

7月6日は農業委員会委員選挙の投票日

平成26年7月19日に任期満了となる農業委員会委員の選挙は、7月1日(火)告示、7月6日(日)投票の日程で行われます。

○投票できる方

平成26年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

選挙人名簿には、次の①、②及び③から⑤までのいずれかの条件を満たし、平成26年1月10日までに選挙人名簿登載申請書を提出した方が登録されています。

- ①上三川町農業委員会の区域内に住所を有する方
- ②平成26年3月31日現在で年齢が満20歳以上の方
- ③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方
- ④③に該当する方の同居の親族又はその配偶者で、おおむね年間60日以上耕作に従事している方
- ⑤③に記載された面積の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員でおおむね年間60日以上耕作に従事している方

○立候補できる方

- ①平成26年3月31日確定の農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方
- ②平成26年4月1日から7月6日までの間に満20歳以上となり、「投票できる方」の①及び③から⑤までのいずれかの条件を満たしている方

○立候補予定者説明会

日時＝6月13日(金)午後2時から
場所＝役場3階大会議室
対象者＝立候補予定者(代理でも可)

○立候補届出などの事前審査

日時＝6月24日(火)午前9時から正午まで
場所＝役場3階大会議室

○期日前投票

投票日当日に用事(仕事、旅行、冠婚葬祭等)があつて投票ができない方は、期日前投票をすることができます。期間及び場所は、次のとおりです。

期間＝7月2日(水)～5日(土) 午前8時30分～午後8時まで
場所＝役場町民ホール(正面玄関ホール)

○不在者投票

長期出張等のため町で投票ができない方や都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設に入院(所)中の方は、不在者投票をすることができます。不在者投票を希望される方は、町選挙管理委員会にお問い合わせください。

○その他農業委員会委員選挙に関する詳細は、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

▶問い合わせ先＝上三川町選挙管理委員会 ☎(56) 9116



○選挙区・投票区・投票所及び投票区域

選挙区等は、次の表のとおりです。なお、一般の選挙と異なりますのでご注意ください。
(投票時間：午前7時～午後8時)

選挙区	投票区	投票所	投票区域
第1	1	本郷小学校 体育館	上郷1区・上郷2区・上郷3区・上郷4区・上郷5区・西蓼沼・東蓼沼西・東蓼沼東・中根・向川原・東汗東・東汗西・上文挾・西木代・西汗上東・西汗上西・西汗下・磯岡・美里・露無・本郷台第1・本郷台第2・本郷台第3・ひがしはら
第2	2	上三川町役場 町民ホール	三ツ家・常光坊・下町1区・下町2区・下町3区・下町4区・下町5区・中町・大町・上町・東館北部・東館南部・井戸川・愛宕町・峰町・願成寺・上蒲生北部・上蒲生南部・下蒲生・五分一・三村・坂上本田・坂上河原・三本木・桃畑・しらさぎ・泉町・睦洲・日産第1アパート・日産第3アパート・殿山寮・上三川寮・白鷺寮・雇用促進住宅・雇用促進住宅南・マロニエプラザ・友愛苑・並木・ペレンネ若松・上蒲生東・十三塚
第3	3	明治コミュニティ センターホール	大山第1・大山第2・大山第3・大山第4・天神町・西町・本町・城台・下多功・多功下坪・下梁・上梁・川中子1区・川中子2区・川中子3区・下神主・上神主・石田下坪・西田南・西田北・島崎・石田上坪・鞘堂・薄市・間の田・西浦・富士見台・県営住宅・ゆうきが丘第1・ゆうきが丘第2・ゆうきが丘第3・ゆうきが丘第4・ゆうきが丘第5・トータスホーム

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品 Q & A

Q ジェネリック医薬品は何？

A 先発医薬品の特許期間がすぎると、他の医薬品メーカーも同様の薬の製造販売が可能になります。こうした医薬品の総称がジェネリック医薬品(後発医薬品)です。

Q 何で安い？

A 先発医薬品の開発が10年～15年、莫大な開発費用が必要といわれるのに対して、ジェネリック医薬品の開発期間は3年～5年なので研究費用も低くなります。そのため、薬の価格が安くなるのです。

Q 効き目や安全性は？

A ジェネリック医薬品は先発医薬品と同じ有効成分の薬ですので、有効性や安全性は確認されています。また、厚生労働省が承認していますので、治療学的にも先発医薬品と同レベルである薬だけが製造販売されています。

Q どのような利点がある？

A ジェネリック医薬品の普及は、患者様のお薬代の負担が軽くなり、医療保険財政の改善にもつながります。

Q ジェネリック医薬品を使用するには？

A 病院や診療所などの医療機関を受診したときに医師に相談するか、調剤薬局で薬剤師に相談してみましょう。ただし、薬によってはジェネリック医薬品がない場合もあります。

☆国民健康保険の加入者で平成26年2月に処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の自己負担額がどのくらい減額になるかを示した差額通知を今月発送する予定です。(※一定以上の差額が生じる方のみ通知となります)

▶問い合わせ先＝保険課 国保係 ☎(56) 9134